

税金
トレンド!

税金の「今」
がわかる!

ZEIKIN
TREND

▶ 30万円未満から40万円未満に
損金算入の額がUP!

令和8年度税制改正

少額減価償却資産の取得価額の特例



令和8年4月1日から、少額減価償却資産の取得価額の特例の上限が「30万円未満」から「40万円未満」に引き上げられました。対象の中小企業であれば、購入した事業年度に取得価額の全額を損金算入することができるため、節税と資金繰りの両面で大きなメリットがあります。

本コラムでは、改正のポイントと実務上の活用法をわかりやすく解説します。

1 改正の概要

「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」は、中小企業者等が一定額未満の減価償却資産を取得した場合に、取得価額の全額をその事業年度の損金に算入できる制度です。改正点は次の3点です。上限(300万円まで)については変更がありません。

1

取得価額基準の 引き上げ

取得価額：
30万円未満 → 40万円未満
に変更

2

従業員要件の 変更

常時使用する従業員数：
500人以下 → 400人以下
に変更

3

適用期限の 延長

令和11年(2029年)
3月31日まで延長

【適用要件】

- ① 青色申告法人であること。
- ② 資本金1億円以下の中小企業者等であること。
- ③ 常時使用する従業員が400名以下であること。
※出資金等が1億円超の組合等は300名以下が対象。
- ④ 事業の用に供していること。
- ⑤ 貸付用資産でないこと。
※主要な事業として行う貸付を除く。
- ⑥ 損金経理を行うこと。
- ⑦ 確定申告書に明細書(別表16(7))を添付すること。

本特例は、「施行日の令和8年4月1日以後に取得した資産」から適用されます。事業年度単位ではなく、取得日で判定することに注意が必要です。例えば、12月決算法人の場合、令和8年1月1日から3月31日までの取得分は30万円未満、令和8年4月1日以降取得分は40万円未満となります。

※「取得日」と「事業の用に供した日」が異なる場合は、後者で判定します。

ここが
ポイント!



2 会計・税務処理の方法

この特例を使う場合、会計・税務処理には2通りの処理方法があります。

方法1 会計・税務とも 即時費用処理する方法

取得時に「工具器具備品」等の資産科目で計上し、事業年度末に取得価額の全額を「減価償却費」として費用に振り替える方法です。取得時から「消耗品費」「備品費」等で、直接費用計上することも認められています。手続きがシンプルで、決算作業の負担も少ないため、多くの企業で採用されています。

方法2 会計上は資産計上、 税務上は損金算入する方法

取得時に「工具器具備品」等の資産科目で計上し、会計上は減価償却を行う一方で、税務上は取得年度に全額損金算入します。会計と税務で差異が生じますが、固定資産管理や財務諸表の安定性を重視する場合にはこの方法が採用されます。

3 活用のポイント

「少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」は、他制度との使い分けとタイミングが重要です。利益が大きく出ている事業年度は本特例で即時償却、利益が安定している年度は一括償却を選択するなど、個々に検討し、最も有利な組み合わせを選ぶことが重要です。

少額減価償却資産に関する制度は3つ

① 少額の減価償却資産

使用可能期間が1年未満のものまたは取得価額が10万円未満のものは、取得した事業年度において、その取得に要した金額の全額を損金算入することができます。

② 一括償却資産

取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産については、3年間で均等償却することができます。

また、取得価額が10万円未満の資産については、少額の減価償却資産として取得時に全額を必要経費（損金）に算入することができますが、その処理を行わない場合には、一括償却資産として3年間で均等償却することも可能です。

③ 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例

取得価額が40万円未満（改正前：30万円未満）の減価償却資産を事業の用に供した場合には、一定の要件の下、取得価額の全額を損金の額に算入することができます。

制度比較表（改正後）

区 分	取得価額の範囲	税務上の取扱い	償却資産税申告
少額の減価償却資産	10万円未満	即時全額損金算入	不要
一括償却資産	20万円未満	3年間均等償却	不要
少額減価償却資産の 取得価額の損金算入の特例	10万円以上40万円未満 ※10万円以上20万円未満の資産は、一括償却資産 または本特例のいずれかを選択適用できます	即時全額損金算入 ※年300万円を限度	必要
通常の減価償却	40万円以上	法定耐用年数に基づき 減価償却	必要

一括償却資産を選択した場合は固定資産税（償却資産）の申告対象となりませんが、少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例を選択した場合は申告対象となります。
なお、令和8年度税制改正により、償却資産の免税点が150万円から180万円に引き上げられました。令和9年度分以降の固定資産税について適用されます。

ここが
ポイント!

